農地の貸借は法律による手続きが必要です

農地貸借の契約方法は2通り

令和7年度から新たに行う農地の貸借は、

❶農地中間管理事業を利用するか　❷農業委員会の許可を受けるかのいずれかの手続きが必要です。

●農作業受委託については、規制等はありません　●利用権設定等促進事業により契約期間中の貸借は期間満了まで有効です

農地中間管理事業とは

●平成26年度から始まった農地の貸借の仕組みです。

●**担い手に農地を集め、まとめて、農業経営の規模拡大や効率化を進めるため**、農地を出し手から農地中間管理機構が借り受け、受け手に貸し付けます。

●岡山県では公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、県知事から指定を受け、農地中間管理機構の業務を行っています。

●これまでに約12,000人の出し手から農地を借り受け、約1,800の受け手に4,500ha以上を貸し付けています。



貸借の期間

●**原則10年以上で、3年未満は借受けしません。**

●契約期間中は、解約できませんが、出し手と受け手が合意した場合は可能です。

●期間満了後は、確実に農地が出し手に戻り、協議により再度、新たな貸借を行います。

貸借の手続き

●出し手、受け手が貸借の条件（利用目的、期間、賃料等）を合意し、契約書となる**農用地利用集積等促進計画（促進計画）**に記載し、同意の署名又は押印し、市町村に提出してください。

●審査等がありますので、事前に**市町村の提出期限**を確認してください。

●農業委員会の意見、機構の決定を経て、市町村の認可・公告により、出し手の農地を機構が借り受け、受け手に貸し付ける貸借契約が有効となります。

●認可後に機構から、出し手と受け手へ契約の通知等の文書を送付します。

賃料については裏面をご確認ください

作成 令和8年3月

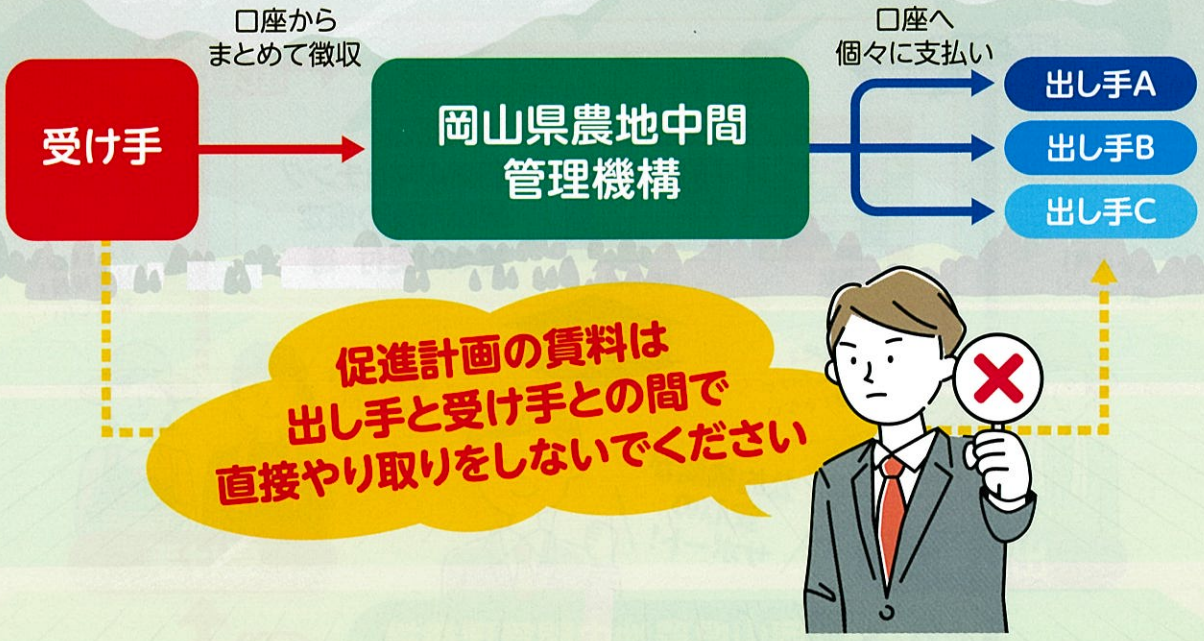
安心して農地を
＼貸し借りするために／
賃料の大切なポイント

農地中間管理事業の賃料は機構が徴収・支払います

- 促進計画の「権利の種類」が**「賃借権」**で、借賃に金額が記載されている場合は賃料があります。
- 促進計画の「権利の種類」が**「使用貸借」**で、借賃に金額が0円または記載されていない場合は、賃料はありません。
- **賃料は地域の水準を参考に、出し手と受け手の協議により決めてください。**
- **賃料は、1年分の金額を12月15日までに機構が受け手の方から徴収（指定口座から振替）し、12月25日までに機構が出し手の方へ支払い（指定口座に振込）ます。**
- **新たに機構を利用される方には、機構が契約の通知等を送付する際に口座の登録手続きを同封しますので、必ず登録をお願いします。**
- **賃料を徴収・支払う開始年は、借受の始期によります。**

農地の借受の始期	開始年
1月1日～ 6月30日	借り受けた年から開始
7月1日～12月31日	借り受けた年の翌年から開始

- 賃料や口座の変更等は、機構にご相談ください。



農地の貸借のご相談・申込みは
市町村、農業委員会へ

制度に関するお問い合わせは
農地中間管理機構へ

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団）
〒703-8278 岡山市中区古京町1-7-36（県庁分庁舎4階） ☎086-226-7423

●備前支部 〒703-8293 岡山市中区小橋町1-1-25（県庁小橋町庁舎3階） ☎086-230-1500
●備中支部 〒710-8530 倉敷市羽島1083（備中県民局3階） ☎086-435-7720
●美作支部 〒708-8506 津山市山下53（美作県民局5階） ☎0868-23-1325

詳しくは財団のホームページへ　岡山 担い手財団　検索